

(特定事業所集中減算に係る本市の取扱いについて)

Q：判定期間中に通常の事業の実施地域を変更した場合、事業所数に変更となる場合があるが、正当な理由（1）①の取扱いはどのようなになるか？

A：通常の事業の実地地域については、判定期間内の各月の初日における事業の実施地域（事業所が運営規程において定めているもの）を適用する。この場合において、例えば、前期（判定期間：3月1日から同年8月末日）を例にとると、通常の事業の実施地域の変更日と、正当な理由（1）①に係る事業所数は次のようになる。

(通常の事業の実施地域の変更（AからB）に伴い、事業所数が10から2になったものとする)

	通常の事業の実施地域の変更日	各月の事業所数	正当な理由（1）①に係る事業所数	正当な理由（1）①の該当の有無
1	(判定期間初日) 3月1日 A：2月末まで B：3月1日から8月31日まで	3月から8月まで2 (判定期間すべてでBの事業所数を用いる)	(2事業所×6月) / 6月 = 2事業所	該当する
2	(判定期間の月初日(初月を除く)) 5月1日 A：3月1日から4月30日まで B：5月1日から8月31日まで	3月・4月は10、5月から8月は2 (変更月の前月まではA、変更月以降はBの事業所数を用いる)	(10事業所×2月+2事業所×4月) / 6月 = 4.6666・・・事業所	該当する
3	(判定期間の月途中) 5月20日 A：3月1日から5月19日まで B：5月20日から8月31日まで	3月から5月は10 6月から8月は2 (変更月まではA、変更月の翌月以降はBの事業所数を用いる)	(10事業所×3月+2事業所×3月) / 6月 = 6事業所	該当しない
4	(判定期間最終月2日目以降) 8月5日 A：3月1日から8月4日まで B：8月5日から	3月から8月まで10 (次回判定期間からB(現判定期間には影響なし))	(10事業所×6月) / 6月 = 10事業所	該当しない

なお、この取扱いは令和元年度前期（判定期間：平成31年度3月から令和元年8月31日）から適用するものとする。

【重要】居宅介護支援事業者は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）第 18 条において、運営規程に通常の実業の実施地域について定めることになっています。通常の実業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安となるものであるため、本減算を免れるために当該地域を変更（縮小）することは、通常の実業の実施地域の本来の趣旨から外れるものであると考えられます。特定事業所集中減算の適用を避けるために、通常の実業の実施地域を過度に狭い範囲に設定する場合は、それをもって「運営基準に沿った適正な事業運営を行うことができなくなった」と判断されることがありますので、くれぐれもご注意ください。なお、通常の実業の実地地域を変更するには、変更後 10 日以内に「指定居宅介護支援事業所変更届出書」を提出する必要があります。